

独立行政法人農林漁業信用基金の
令和 3 年度に係る業務の実績に関する評価書（案）

財務省
農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金			
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度（第4期）		
	中期目標期間	平成30～令和4年度		

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 中尾 学	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 坂本 延久	
主務大臣		財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管）		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 福島 秀生	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 原田 佳典	

3. 評価の実施に関する事項	
・ 7月25日：年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング	
・ 7月28日：年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取	

4. その他評価に関する重要事項	
・ 該当なし	

様式 1－1－2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
		B	B	B	B
評価に至った理由	項目別評価は 3 9 項目のうち、A が 1 0 項目、B が 2 4 項目、評価の対象外が 5 項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。 また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため B とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ適確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	第 4－2 職員の人事に関する計画 職員の給与水準について、国家公務員地域・学歴別指数が僅かに 100 を超過したことが明らかになったことから、今後、給与水準の抑制のため、これまで実施してきた対応策に加え、具体的な措置を講ずることにより、対国家公務員地域・学歴別指数が 100 を上回らないようにすること。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

年度評価 項目別評価総括表（主務大臣評価）

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No	備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1 農業信用保険業務	B	B	B	B		第1-1	P 1
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組【重要度：高】	B○	B○重	B○重	B○重		第1-1-(1)	P 3
	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B○	A○重	B○重	B○重		第1-1-(2)	P 6
	(3) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B	A	A		第1-1-(3)	P 9
	(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B	A	A		第1-1-(4)	P13
	(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B		第1-1-(5)	P15
	(6) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	A		第1-1-(6)	P17
	2 林業信用保証業務	B	B	B	B		第1-2	P20
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	B	B	B	B		第1-2-(1)	P22
	(2) 適切な保証料率の設定【重要度：高】	B○	B○重	B○重	A○重		第1-2-(2)	P24
	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	B	B	B	A		第1-2-(3)	P26
	(4) 求償権の管理・回収の取組	B	B	B	B		第1-2-(4)	P29
	(5) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B		第1-2-(5)	P31
	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	B	B	B	B		第1-2-(6)	P33
	(7) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	B		第1-2-(7)	P35
	3 漁業信用保険業務	B	B	A	B		第1-3	P38
	(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】	B○	B○重	A○重	B○重		第1-3-(1)	P40
	(2) 保険事故率の低減に向けた取組	B	B	A	A		第1-3-(2)	P43
	(3) 求償権の管理・回収の取組	B	B	A	A		第1-3-(3)	P47
	(4) 利用者のニーズの反映等	B	B	B	B		第1-3-(4)	P49
	(5) 事務処理の適正化及び迅速化	B	B	B	B		第1-3-(5)	P51
	4 農業保険関係業務	B	B	B	B		第1-4	P54
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B	B		第1-4-(1)	P56
	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	B	B	B	－		第1-4-(2)	P58
	5 漁業災害補償関係業務	B	B	A	A		第1-5	P60
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B	B	B	B		第1-5-(1)	P62
	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施	－	－	A	A		第1-5-(2)	P64

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No	備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 事業の効率化（平成29年度対比5％以上の事業費の削減）	B	B	B	B		第2-1	P 66
	2 経費支出の抑制（平成29年度対比20％以上の一般管理費の抑制）	B	B	B	B		第2-2	P 68
	3 調達方式の適正化	B	B	B	A		第2-3	P 70
	4 電子化の推進	B	B	B	B		第2-4	P 73
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	1 財務運営の適正化	B	B	B	B		第3-1	P 75
	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B		第3-2	P 78
	3 決算情報・セグメント情報の開示	B	B	B	B		第3-3	P 81
	4 長期借入金の条件	－	－	－	－		第3-4	P 83
	5 短期借入金の限度額	－	－	B	B		第3-5	P 84
	6 不要財産の処分に関する計画	－	－	B	B		第3-6	P 86
	7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画	－	－	－	－		第3-7	P 88
	8 剰余金の使途	－	－	－	－		第3-8	P 89
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	1 施設及び設備に関する計画	－	－	－	－		第4-1	P 90
	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B	B		第4-2	P 91
	3 積立金の処分に関する事項	B	B	B	B		第4-3	P 94
	4 その他中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B	A		第4-4	P 95
	(1) ガバナンスの高度化	B	B	B	A		第4-4-(1)	P 97
	(2) 情報セキュリティ対策	B	B	B	B		第4-4-(2)	P101
別紙	1. 令和3事業年度予算及び決算	2. 令和3事業年度収支計画及び実績						
	3. 令和3事業年度資金計画及び実績	4. 令和3事業年度業務収支						

（注1）評価は、「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」を除き定性評価である。「第1-1-(3) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-(3) 代位弁済率の低減に向けた取組」、「第1-3-(2) 保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目であるため、見込評価、期間実績評価及び5年目の年度評価では定量で評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

（注2）重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付している。

（注3）第1の評価については、当該大項目を構成する5つの中項目のうち、1項目でA、4項目でBとなり、重要度：高とした小項目を含む3つの中項目のうち、3項目でBとなったため、Bとした。
 $(1 \text{ 項目} \times 3 \text{ 点} + 4 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点} + 3 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) / (5 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点} + 3 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) = 106.25\%$
第2の評価については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、1項目でA、3項目でBとなったため、Bとした。 $(1 \text{ 項目} \times 3 \text{ 点} + 3 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) / (4 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) = 112.5\%$
第3の評価については、当該大項目を構成する8つの中項目のうち、実績のない3項目を除き、5項目でBとなったため、Bとした。 $(5 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) / (5 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) = 100\%$
第4の評価については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち実績のない1項目を除き、1項目でA、2項目でBとなったため、Bとした。 $(1 \text{ 項目} \times 3 \text{ 点} + 2 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) / (3 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) = 116.7\%$
法人の総合評価については、大項目4つのうち、4項目でBとなり、重要度：高とした小項目を含む1つの大項目がBであったため、Bとした。 $(4 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点} + 1 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) / (4 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点} + 1 \text{ 項目} \times 2 \text{ 点}) = 100\%$
※評価基準に基づき算定。

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	農業信用保険業務

2. 主要な経年データ						
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
農業信用保険業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	(第1-1-(1)参照)	予算額(千円)	27,216,555	25,905,763	26,421,390	26,252,062
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定	(第1-1-(2)参照)	決算額(千円)	21,652,333	21,755,048	21,563,897	21,682,207
(3) 保険事故率の低減に向けた取組	(第1-1-(3)参照)	経常費用(千円)	3,219,733	3,270,132	8,025,262	3,468,216
(4) 求償権の管理・回収の取組	(第1-1-(4)参照)	経常収支(千円)	2,804,602	3,156,208	△3,080,202	1,613,911
(5) 利用者のニーズの反映等	(第1-1-(5)参照)	行政コスト(注)(千円)	△2,764,435	3,270,175	8,026,770	3,468,216
(6) 事務処理の適正化及び迅速化	(第1-1-(6)参照)	従事人員数(人) ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-1-(1)参照) (2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-1-(2)参照) (3) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-1-(3)参照) (4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-1-(4)参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1-1-(5)参照) (6) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-1-(6)参照)	第1-1-(1)～(6)を参照。	同左	同左	評価：B 3項目についてA、3項目についてBとしたことから、中項目「1 農業信用保険業務」についてはB評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B

< 評定に至った理由 >

6つの小項目のうち、3項目でA、3項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた2項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「1 農業信用保険業務」についてはB評価とする。
（3項目×3点+3項目×2点+2項目×2点）／（6項目×2点+2項目×2点）=118.75%

※算定にあたっては、評定毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い2項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）については、ウエイトを2倍としている。

< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 >

-

< その他事項 >

-

5. その他参考情報

-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-1(1)	農業信用保険業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数	－	のべ 252 機関 期中増 19 機関	のべ 267 機関 期中増 17 機関	のべ 272 機関 期中増 7 機関	のべ 275 機関 期中増 5 機関	のべ 277 機関 期中増 5 機関		
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況	－							
農業団体等関係機関との意見交換回数	年 3 回以上	7 回	7 回	3 回	5 回	6 回		
銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換	年 20 回以上	16 回	30 回	14 回	2 回	2 回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 また、融資機関等関係機関	<主な定量的指標> なし <その他の指標> - 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 - 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 - 農業団体等関係機関との意見交換回数：年 3 回以上 - 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数：農業信用基金協会から要請のあったもの全てについて実施 <評価の視点>	<主要な業務実績> - 制度の普及推進・利用促進のため、農業団体等関係機関が主催する会議に 6 回出席し、農業信用保証保険制度の現状説明や意見交換を行った。 - 各基金協会の融資機関等に対する活動予定を 5 月及び 10 月に把握し、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極かつ柔軟に活用して、コロナ禍においても基金協会と一体となって制度の普及推進・利用促進が図られるよう取り組み、2 基金協会が主催した県下融資機関等を対象としたウェブ会議に出席し、制度説明を行った。 - 上記の取組に加え、基金協会の創意工夫による普及推進活動を促進するため、各基金協会に対して助成を行った。 - 保証契約の締結状況については、3 年度には、5 基金協会において、新たに 5 融資機関と保証契約を締結したところ。（令和 3 年度末時点でのべ 277 融資機関と契約。）	<自己評価> 評定：B コロナ禍において、ウェブ会議システムを活用するなどして基金協会と一体となって制度の普及推進・利用促進を図るため、基金協会の取り組み予定を把握し、融資機関等に対して制度の説明を行うとともに、普及推進等の活動を促すための助成を行ったことから、B とする。 <課題と対応> －

等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数(平成28年度末までの実績: のべ234機関) ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況(意見交換回数等) <想定される外部要因> ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との保証契約は、信用基金が直接契約を締結するものではなく、農業信用基金協会が締結するものであることや融資機関の経営方針及び農業融資への取組方針によっては契約に至らない融資機関も存在することから、評価において考慮するものとする。 【重要度: 高】 ・ 法人経営体の増加や他産業からの参入などにより、農業者等の資金調達について、多様な融資機関が利用されるようになっていくことから、農業者等が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することが必要となっている。信用基金・農業信用基金協会がそれぞれの役割を踏まえつつ、農業信用保証保険制度の保険業務を行う全国組織である信用基金が、農業信用基金協会と一体となって、銀行、信用金庫、信用組合等に対する農業信用保証保険制度の普及推進・利用促進の取組を行い、上記の保証契約の拡大等を図ることが重要であるため。	等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数: 年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数	との情報交換に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、制度の普及推進等に向け、相手先との関係強化を図る。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数: 年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数: 農業信用基金協会から要請のあったもの全てについて実施	農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進しているか		
--	--	--	---	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(2)	農業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標		指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報
主な資金の保険料率（保証保険）									
特定 資金	農業経営改善資金	－	年 0.06%又は 年 0.18%	年 0.06%又は 年 0.18%	年 0.06%又は 年 0.18%	年 0.06%、 年 0.13%又は 年 0.18%	年 0.06%、 年 0.13%又は 年 0.18%	年 0.06%、 年 0.13%又は 年 0.18%	
	農業経営維持資金	－	年 0.18%又は 年 0.34%	年 0.18%又は 年 0.34%	年 0.18%又は 年 0.34%	年 0.34%	年 0.34%	年 0.34%	
農業施設資金		－	年 0.16%又は 年 0.28%	年 0.16%又は 年 0.28%	年 0.16%又は 年 0.22%	年 0.18%	年 0.18%	年 0.18%	
農業運転資金		－	年 0.14%又は 年 0.26%	年 0.14%又は 年 0.26%	年 0.14%又は 年 0.26%	年 0.18%又は 年 0.23%	年 0.18%又は 年 0.23%	年 0.18%又は 年 0.23%	
農家経済安定施設資金		－	年 0.11%	年 0.11%	年 0.09%	年 0.09%	年 0.09%	年 0.09%	
農家生活改善資金		－	年 0.26%	年 0.26%	年 0.21%	年 0.21%	年 0.21%	年 0.21%	

（注）上記のほかに、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 ＜目標水準の考え方＞ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 信用リスクに応じた保証・	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金（青年等就農資金及び農業改良資金を除く。）並び	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検は行われているか 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の導入に向けた取組は行われているか 基金協会に対する貸付金利は、適切な水準に設定されているか	＜主要な業務実績＞ ア 適切な水準の保険料率の設定 ○ 下記のとおり、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態を踏まえ料率算定委員会等における点検等を行い、リスクを勘案した適切な水準の保険料率を設定した。 i) 令和3年12月に料率算定委員会を開催し、保険料率水準の点検及び見直しの検討を実施した。その結果は以下のとおり。 - 資金全体の現行保険料率と、収支均衡が見通される理論値が一致していることから、現行保険料率で据え置くことが適当であると考えられる。 ii) また、料率算定委員会において、以下の4事項を今後の課題として整理した。 - 信用リスクに応じた保険料率 「信用リスクに応じた保険料率」については、結果として料率のバランスが崩れる形となっており、このような料率体系を維持し続けることは、保険設計として望まし	＜自己評価＞ 評定：B 保険料率算定委員会等において、保険料率が適当か点検を行った。また、令和2年度から導入した信用リスクに応じた保証・保険料率について、令和3年度に引き受けた全ての案件に適用したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ －

施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 ・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。 検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。 ＜目標水準の考え方＞ ・ デフォルト率の算定に当たっては、一定のデータ（財務データ、デフォルトデータ等）の蓄積が必要であり、取組を開始した平成 27 年度から蓄積されたデータを基に、計画的なシステム構築及び精緻化モデルの試行期間を踏まえると、最終年度までの導入が適当。 ＜想定される外部要因＞ ・ 借入者のデフォルトは、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、借入者の信用リスク評価の精緻化を行うために必要なデフォルトデータの蓄積が進まないことも想定されるため、評価において考慮するものとする。 【重要度：高】 ・ 信用リスク評価の精緻化に	よる保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。 検討に当たっては、取組を開始した平成 27 年度から蓄積された借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	に農業経営改善促進資金について、借入者のデフォルト率に基づく保証・保険料率の円滑な適用に努める。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。		いものとは言えず、次の中期目標期間以降、より望ましい料率設定のあり方を検討する必要。 ・ 生活資金の保険料率 生活資金については、保険料率の引き下げを求める基金協会からの強い意見があり、今後の農業資金の保険料率の検討とセットで生活資金の料率検討を行う必要。 ・ 公庫転貸資金 公庫資金については、公庫が直接貸し付ければ保証料が不要であるにもかかわらず、ＪＡ等による転貸として基金協会保証とすることにより農業者に保証料負担が発生する構造となっているが、政策資金制度のあり方としてこれで良いのか。 ・ 銀行等案件 銀行等の融資案件については、ＪＡ系統の融資案件に比べて事故率も相当高くなっている。 今後とも銀行等民間金融機関を含めて制度を安定的に活用することができるようにしていくため、事故事例の分析等を通じて、なぜ事故率が高いのか、どうすれば事故率をＪＡ系統の融資案件の水準まで引き下げていくことができるのか、などについて分析、検証していく必要。 iii) 上記の料率算定委員会の結果については、令和 4 年 3 月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。その内容は信用基金ウェブサイト公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html イ 信用リスクに応じた保証・保険料率 ○ 令和 2 年度から導入した借入者のデフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険料率については、令和 3 年度に引き受けた農業近代化資金等 3 資金※の全案件に適用した。 ※ 農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金（農業改良資金及び青年等就農資金を除く）並びに農業経営改善促進資金の 3 資金。 ウ 適切な水準の貸付金利の設定	
--	---	---	--	--	--

よる保証・保険料率の設定の 取組は、農業者等の経営努力 を保証・保険料に反映するた めのものであり、農業者等の 自主性と創意工夫を活かし た経営改善の取組を支援す る重要なものであるため。 ウ 農業信用基金協会に対す る貸付金利については、貸付 目的、市中金利等を考慮した 適切な水準に設定する。				日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利 の平均年利率等について」における預入期間ごと の利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き 適用した。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -	
<その他事項> -	

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(3)	農業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	－	1,755,368	402,440	820,102	1,212,829	1,593,063		
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み) (百万円)	－	668	3	60	289	594		
保険事故率 (②÷①×保 険てん補率)	中期目標期間中 の保険事故率： 0.15%以下	0.05%	0.00%	0.01%	0.03%	0.05%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必	(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、農	(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、農業信用	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、期中管理等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 農業者の経営構造が変化し、農業者数の大幅な減少により、小規模農業者からの引受が減る一方で、大規模化した農業者からの高額引受案件が増加し、結果として、保険としてのリスク分散が、以前より難しくなっていること等を踏まえ、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、 保険事故の発生抑制に一定の効果を発揮している基金協会との大口保険引受の事前協議について、その審査に当たって適用するものとして「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」（以下「ガイドライン」という。）を農業構造の変化、経営・財務状況に着目した審査を充実させて設定し、令和4年4月1日からの大口保険引受の事前協議に適用することとした。 また、ガイドラインを踏まえ、大口保険保証の事前協議案件審査を円滑に行うため、農業者の経営・財務状況に着目した審査（稟議）の着眼点について整理した「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を令和4年3月に制定した。 ・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議 56 件	<自己評価> 評定：A 保険事故率が抑制されるよう、基金協会との事前協議等を確実に実施したほか、部分保証等の効果検証や、要管理先案件等について基金協会等と連携して状況把握を行った。 これらに加えて、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、保険事故の発生抑制に一定の効果を発揮している大口保険保証引受事前協議に、引受条件等内部基準を設定するなど、より積極的な取組が実施された。

要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率（直近5年の平均実績：0.15%） <想定される外部要因> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下	基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や要管理先以下に分類された案件の期中管理報告を受けることにより状況を把握し、必要に応じて経営改善計画の進捗管理の徹底及び見直し等、農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるとともに、期中管理要領等の見直しが必要と認められるときは、その旨通知することにより保険事故の未然防止に努める。 また、農業信用基金協会及び融資機関との協議等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、保険事故の未然防止に向け、連携強化を図る。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下		（令和2年度 76 件） ・ 大口保険引受案件の事前協議 141 件の全件（令和2年度 177 件） ・ 大口保険金請求案件の事前協議 5 件の全件（令和2年度 4 件） イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 令和3年12月に業務運営の検証委員会を開催し、現在実施している部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果の検証を行った。その結果は以下のとおり。 ・ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、 ① 部分保証については、対象資金が主に負債整理資金に限られている、 ② ペナルティー方式については、融資機関の負担がわずかで有効性は限定的で、融資機関から「使い勝手が悪い」という意見がある など、様々な課題もあり、これを基金協会が個別に克服するのは困難なため、上記アの取組みを措置することとした。 ○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、令和4年3月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-nou.html ○ 部分保証の引受実績は、127 件（令和2年度 147 件）。 ウ 大口保険引受先を中心とした期中管理報告や現地協議の実施 ○ 令和3年7月末までに、保証保険については、30 基金協会から、要管理特定事前協議被保証者 118 者の財務状況等を踏まえた期中管理方針の報告を受け、また、融資保険については、6 融資機関から、全貸付先 14 者の直近の財務状況等の報告を受け、保険引受案件の状況検証を行った。この結果、期中管理の改善を求める事案はなかった。 ○ ウェブ会議等を実施した 6 基金協会におい	また、引受段階から期中管理の段階まで今後の教訓を整理したカルテを作成し、ウェブ勉強会において事故事例の分析や留意点等の共有を行ったほか、助成事業を活用して、基金協会において、保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。以上のことから、A とする。 <課題と対応> －
--	--	--	--	--	---

				て、要管理特定事前協議被保証者のうち経営不振に陥っている先の現況や基金協会の対応状況を確認した。 ◇ 上記ア～ウの取組に加え、保険事故率の低減に向けた取組として、最近の大口保険事故事例を中心に、 1. 保証（保険）事故までの経緯 2. 保証（保険）引受けに問題はなかったか 3. 事故の予兆はなかったか 4. 予兆に対して適切な措置は取られたか 等について、引受段階から期中管理の段階まで今後の教訓を整理したカルテを作成し、信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行っている。 また、令和3年度にはこのカルテを活用したウェブ勉強会を計6回、8基金協会と開催し、引受審査時や期中管理において注意すべきポイント等について意見交換を行った。 ◇ また、令和2年度から実施した助成事業を活用して、基金協会において、 ①個人信用情報機関への照会等の信用調査（30協会） ②融資機関同行巡回（21協会） ③早期延滞解消等のための3者協議（32協会） などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険事故率の低減に資する取組として、法人が独自に、①これまでの事故事例を分析し、引受段階から期中管理段階までの教訓を整理したカルテを作成して各基金協会へ共有するとともに、②各基金協会が行う期中管理活動等への助成事業（例えば、基金協会が、延滞中の借入者や償還条件変更等に関する融資機関との協議を実施する際に助成）を実施したことから、「A」評価が妥当である。 今後も、保険事故率の低減に向け、可能かつ必要な範囲内でこれらの法人独自の取組の継続が期待される。 なお、大口保険保証引受事前協議に係る引受条件等の内部基準を策定した取組については、今後、保険事故率の低減に向け、一定の効果が期待できるものとする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ - ＜その他事項＞ -	A

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(4)	農業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	2,722	2,395	2,681	1,911	2,097		
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収実績の進捗管理実施回数	年8回以上	8回	10回	9回	8回	8回		
現地協議の実施先数	年8回以上	7回	8回	8回	6回	14回		
会議・研修の開催回数	年1回以上	1回	1回	1回	0回	0回		
農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数	年3回以上	3回	3回	3回	0回	0回		
大口求償債務者の現況調査の実施回数	年1回以上	1回	1回	1回	1回	1回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収実績の進捗管理状況、現地協議実施状況、会議・研修等開催状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8回以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上	(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 また、農業信用基金協会との協議等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、求償権の回収向上に向け、連携強化を図る。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8回以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8回以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上 <評価の視点>	<主要な業務実績> ○ 大口求償債務者や固定化している求償権の回収見込額・回収原資の状況及び回収方針について、コロナ禍を踏まえ、6基金協会とウェブ会議により協議を実施した。 また、カルテを活用したウェブ勉強会を行った8基金協会に対しても、あわせて求償権の回収向上について協議を実施した。 ○ 事業計画における回収納付額が5千万円以上の基金協会を対象に内容照会を行い、求償権の回収努力・促進を依頼した。 ○ 令和3年度の各基金協会の回収納付事業計画額と納付実績額との対比を行い、ウェブ会議等を利用して進捗管理を行った。 ○ 求償権の回収向上に資するため、基金協会向けの研修会を予定していたが、コロナ禍で開催を中止し、信用基金のホームページ内の会員専用ページ掲載によるサービス者を有効活用した求償権管理回収事例の紹介及びウェブによる事務手続	評価：A コロナ禍の中で所期の目的が達成されるよう努力し、回収実績の進捗管理や基金協会との協議を着実に実施した。 これらに加えて、回収に向けた法的措置の実施等の取組が基金協会において強化されるよう、基金協会に対する助成事業を活用して、求償権の管理・回収の効率化を図った。 これらのことから、Aとする。 <課題と対応> －

		・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上	求償権の回収向上に向けて、回収実績の進捗管理、基金協会との現地協議等の取組は行われているか	に関する説明会を実施した。 ○ 基金協会の各地区において開催される管理・回収会議に出席し、求償権の回収努力・促進の依頼を予定していたが、コロナ禍で書面による開催や開催そのものが見送り又は中止となったため、基金協会から「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、大口求償債務者の現況等を把握し、回収見込のある案件について、基金協会とのウェブによる協議等を通じて、求償権の回収努力・促進を依頼した。 ◇ 上記の取組に加え、令和2年度から実施した助成事業を活用して、 ①強制執行（競売、債権差押等）、支払督促等の法的措置の実施（41 協会） ②サービサー回収委託（26 協会） ③弁護士への依頼（23 協会） ④コンビニ収納代行サービス（16 協会） ⑤回収専門員の設置（4 協会） など、各基金協会の求償権の管理・回収の取組強化が行われた。	
--	--	---	---	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収に資する取組として、法人が独自に、各基金協会が行う求償活動への助成事業（例えば、基金協会が、サービサーへの回収委託や弁護士への依頼を実施する際に助成）を実施したことから、「A」評価が妥当である。 今後も、求償権の管理・回収の促進に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ - ＜その他事項＞ -	A
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(5)	農業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年2回以上	2回	2回	2回	5回	4回		
農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回	6回		
銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数	年2回以上	1回	3回	5回	0回	0回		
農業信用基金協会との情報・意見交換回数	年5回以上	34回	35回	27回	15回	31回		
相談窓口の開設回数	－	－	4回	6回	7回	12回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回	(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 また、融資機関や農業者等の全国団体等との情報・意見交換等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、利用者ニーズの把握等に向	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数	<主要な業務実績> ○ 基金協会に対して、 ・ 農家経済安定資金及び農家生活改善資金の保証上限額の実態調査を1回、 ・ 農業経営構造の変化等を踏まえた農業信用保証保険の対応の考え方に係る意見募集を2回、 ・ 農業プロパー資金保証引受審査時のチェック方法に関する調査を1回、計4回行った。 ○ 制度に関する利用者の意識やニーズを把握するため中央畜産会主催の全国会議等において6回意見交換等を行った。 ○ 基金協会のブロック会議や全国常務者会議等において、31回意見交換を行った。 このうち第1-1-(3)保険事故率の低減に向けた取組として、ガイドラインを設定するに当たっては、令和3年6月の全国常務者会議での説明以降、全ての基金協会を対象にした意見募集を行うとともに、複数回意見交換を行った基金協会を含めてのべ14基金協会と意見交換を行った。 また、ガイドラインにおいて、農業資金につい	<自己評価> 評定：B 制度に関する調査・意見募集・情報交換を通じて利用者のニーズを把握するとともに、災害発生時には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、Bとする。 <課題と対応> －

	以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数	け、相手先との意思疎通を強化する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数	<評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	ては、被保証者の経営指標に基づくランク判定結果により引受上限額を適用することとしているが、この判定が容易にできるものを信用基金で用意してもらいたいとの基金協会からの要望に基づき、「ランク判定シート」を作成し、基金協会に配布した。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（12回）。	
--	--	---	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	B

5. その他参考情報
-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(6)	農業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年 1 回以上	－	1 回	1 回	1 回	1 回		
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37 日	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
保険金支払審査	25 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
納付回収金の収納	29 日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
短期資金貸付審査	月 3 回（5 のつく日）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月 1 回以上	毎月 2 回以上	毎月 2 回以上	毎月 1 回以上	毎月 1 回以上	毎月 1 回以上		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期	(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年	(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等するため、「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を令和 4 年 3 月に制定した。 払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月 1 回以上 <評価の視点>	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 信用基金の審査担当者が、令和 4 年 4 月より実施するガイドラインを踏まえた大口保険保証の事前協議案件審査を円滑に行うとともに、マニュアルの活用により、一定水準以上の審査及び同一目線での審査を可 イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 ○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。	<自己評価> 評定：A 大口保険引受案件の事前協議について、「大口保険引受事前協議の引受条件等ガイドライン」を設定したことに伴い、一定水準以上の審査及び同一目線での審査を可能とするため新たに「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を作成し、信用基金の業務の質的向上を図ったことから、A とする。 <課題と対応>

間内に案件の処理を行う。 <目標水準の考え方> 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	1回以上 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回（5のつく日） ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上	○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回（5のつく日） ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上	利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	—
--	--	---	--	----------

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A

< 評定に至った理由 >

中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、事務処理の適正化及び迅速化に資する取組として、法人が独自に、「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を策定し、各基金協会との間で当該マニュアルに基づく事務処理の標準化を行ったことにより、法人のみならず、各基金協会も含めた業務の効率化や質的向上に寄与する仕組みを構築したことから、「A」評価が妥当である。

< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 >

-

< その他事項 >

-

5. その他参考情報

-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2	林業信用保証業務

2. 主要な経年データ						
主要な参考指標情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
林業信用保証業務			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組（第1-2-（1）参照）		予算額（千円）	12,631,226	13,564,838	11,905,538	11,702,685
(2) 適切な保証料率の設定（第1-2-（2）参照）		決算額（千円）	7,369,787	9,141,894	6,780,393	6,546,139
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組（第1-2-（3）参照）		経常費用（千円）	1,061,724	1,316,065	1,173,205	593,633
(4) 求償権の管理・回収の取組（第1-2-（4）参照）		経常収支（千円）	△408,383	△482,880	△581,920	330,864
(5) 利用者のニーズの反映等（第1-2-（5）参照）		行政コスト（注）（千円）	485,402	1,316,105	1,175,101	593,633
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証（第1-2-（6）参照）		従事人員数（人）	※110	※108	※110	※111
(7) 事務処理の適正化及び迅速化（第1-2-（7）参照）		※期首の全体数				

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組（第1-2-（1）参照） (2) 適切な保証料率の設定（第1-2-（2）参照） (3) 代位弁済率の低減に向けた取組（第1-2-（3）参照） (4) 求償権の管理・回収の取組（第1-2-（4）参照） (5) 利用者のニーズの反映等（第1-2-（5）参照） (6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証（第1-2-（6）参照） (7) 事務処理の適正化及び迅速化（第1-2-（7）参照）	第1-2-（1）～（7）を参照。	同左	同左	評定：A 4項目についてA、3項目についてBとしたことから、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 7つの小項目のうち、2項目でA、5項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目（（2）適切な保証料率の設定）でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「2 林業信用保証業務」についてはB評価とする。 （2項目×3点+5項目×2点+1項目×3点）／（7項目×2点+1項目×2点）=118.75% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目（（2）適切な保証料率の設定）については、ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(1)	林業信用保証業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受件数	前年度実績 以上	1,047件 272億65百万円	1,008件 282億62百万円	1,045件 316億72百万円	932件 293億53百万円	709件 207億99百万円		令和2年度から、指標の件数の算式を「概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績」に変更。
保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率	前年度実績 以上	43.9% 460件 158億33百万円	43.6% 439件 170億17百万円	40.8% 426件 191億60百万円	39.7% 370件 174億39百万円	42.9% 304件 119億円		令和2年度から、指標の比率の算式を「概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績」に変更。
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況								
関係団体、都道府県への制度説明回数	年17回以上	30回	41回	40回	19回	20回		
融資機関への訪問による制度普及回数		135回	112回	95回	(167回)	(143回)		()書は現地訪問以外の手法による制度普及回数。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。	2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。	2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づき都	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 保証引受件数：概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績（95.1%×932件＝886件） ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率：概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績（96.5%×39.7%＝38.3%） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況	<主要な業務実績> ○ 制度の普及推進・利用促進のため、保証制度や制度資金について、林業・木材産業関係団体、都道府県、融資機関への説明を行った。 説明に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用して、コロナ禍においても制度の普及推進・利用促進が図られるよう取り組んだ。その概要は以下のとおり。 ・ 在京の中央団体への訪問や、現地団体又は都道府県主催会議へのウェブ会議システムによる参加、資料配付等を行い、林業信用保証の普及に努めた。（20回） ・ コロナ関係保証等の効果的な利用が図られるよう、電話により融資機関に対し、制度の概要や手続の説明を行った。（143回） ・ コロナ関係保証や7月豪雨等に対応した災害復旧対策保証の情報が広く周知できるよう、林業・木材産業や金融関係の業界紙に広告を行った。（14回）	<自己評価> 評価：B コロナ禍において、ウェブ会議システム、資料配付、電話等の手法を活用し、関係機関への林業信用保証制度の普及推進・利用促進に取り組んだ。 保証引受件数は指標値を大幅に下回ったが、これは、前年度に引き続きコロナ禍の影響が大きいと考えられる。制度資金の比率は指標値を上回った。これらのことから、Bとする。

【指標】 ○ 保証引受件数（直近5年の平均実績：1,260件） ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率（直近5年の平均実績：50%） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（制度説明回数等） <想定される外部要因> ・ 保証引受件数は、木材の需給動向等による林業・木材産業の設備投資や運転資金の借入額の変動のほか、融資機関によるプロパー融資の動向等に影響を受けるものであることから、評価において考慮するものとする。	【指標】 ○ 保証引受件数 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年17回以上 ・ 融資機関への訪問による制度普及回数	道府県知事等の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。 また、融資機関等関係機関への訪問等に当たっては、ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用し、制度の普及推進等に向け、相手先との関係強化を図る。 【指標】 ○ 保証引受件数：概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率：概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年17回以上 ・ 融資機関への訪問等による制度普及回数	・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年17回以上 ・ 融資機関への訪問による制度普及回数 <評価の視点> 林業信用保証制度の普及推進及び利用促進、制度資金に係る保証利用促進に向けた取組が行われているか	○ 令和3年度の保証引受は、709件（207億99百万円）となり、指標値（886件）の80.0%となった。引受件数、引受金額の減は前年度に引き続きコロナ禍の影響によるものと考えられる。なお、コロナ関係の保証引受実績は2件（令和2年度90件）となった。 また、保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率は42.9%となり、指標値（38.3%）を上回った。	<課題と対応> －
---	---	---	---	---	-------------------------------

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	B

5. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(2)	林業信用保証業務－適切な保証料率の設定

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保証料率								
一般資金	—	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	年0.20～1.80% (8段階)	
制度資金（木材産業等高度化推進資金4倍協調等）	—	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	年0.15～1.35% (8段階)	
制度資金（林業・木材産業改善資金等）	—	年0.10～0.90% (8段階)	年0.10～0.90% (8段階)	年0.10～0.90% (8段階)	年0.10～0.90% (8段階)	年0.10～0.90% (8段階)		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。 <目標水準の考え方> - 保証料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保証料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 - 保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準	(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。	(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検、検討は行われているか	<主要な業務実績> ○ 下記のとおり、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会における点検等を行い、適切な水準の保証料率を設定した。 i) 令和2年度の料率算定委員会における点検結果を踏まえ、保証料率について、従前の3区分を廃止し、制度資金に係る料率は年0.15%～1.35%、それ以外は年0.20%～1.80%の2区分とする見直しを行い、令和3年10月1日以降の保証引受に適用した。 ii) 令和3年度の料率算定委員会を令和3年12月に開催し、保証料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 - 昨年度の料率算定委員会において、保証料率の特例ルールやその運用について、早急に見直しを検討する必要があるとされたことを受け、制度資金の優遇保証料率の運用や、個々の保証料率の当てはめを見直し、着実に効果が現れている。 - こうした状況下で、まずは特例保証料率の適正化を進める。 - 業務収支全体の均衡が図られていることもあり、少なくとも特例保証料率の見直しが行われる令和4年度は、現行の保証料率で据	<自己評価> 評価：A 令和3年度の料率算定委員会において、業務収支や代位弁済の状況等を踏まえ、保証料率水準を点検し適切な水準の保証料率を設定した。 また、保証料率の特例ルールやその運用について点検・検討を行い、令和3年10月に制度資金の優遇保証料率の運用や、個々の保証料率の当てはめを見直し、令和3年10月以降の保証引受に適用するという、より積極的な取組を実施した。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。

について不断の見直しを行うことが重要であるため。				え置くこととする。 上記の料率算定委員会の結果については、令和4年3月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-rin.html	<課題と対応> －
--------------------------	--	--	--	---	--------------

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、適切な保証料率の設定に資する取組として、法人が独自に、優遇料率の縮小等の取組を行ったことにより、今後、林業信用保証業務収支の長期的な均衡に向け一定の効果が期待できることから、「A」評価が妥当である。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －	
<その他事項> －	

5. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(3)	林業信用保証業務－代位弁済率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保証引受累計額① (百万円)	－	148,427	28,262	59,935	89,287	110,087		
今期代位弁済額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	－	1,670	158	316	487	583		
代位弁済率(②÷①)	中期目標期間中 の代位弁済率： 2.03%以下	1.13%	0.56%	0.53%	0.55%	0.53%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率（直近5年の平均実績：2.03%） <想定される外部要因> ・ 代位弁済については、経済	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況や林業者等の特性を踏まえた的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、融資機関との間での財務諸表や経営改善計画の進捗状況等の情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 代位弁済率の低減に向けて、適正な審査の実施、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせによる融資機関とのリスク分担等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ア 保証審査協議会への付議及び融資機関との情報共有 ○ 適正な引受審査 新規・増額・財務内容不良案件等について、債務保証審査協議会に付議した結果、財務内容不良等による拒否・再協議等は、98件中0件であった。（令和2年度360件中11件） また、信用基金の保証引受審査担当者が、マニュアルの活用により一定水準以上・同一目線での審査を円滑に行えるよう、令和3年10月に、「債務保証審査マニュアル」を改正した。併せて審査を効率化する観点から、債務保証審査協議会への付議の対象は、特に財務状況が不良な先とする見直しを行った。（令和3年10月以降の拒否・再協議等：2件） ○ 融資機関との情報共有 引受審査時に融資機関から事案の内容や支援方針等を聴取する一方、信用基金からも林業・木材産業の状況や保証利用に係る要件等を説明し、審査に必要な情報を互いに共有した。 ○ 適切な期中管理等 ・ 実質管理案件について、管理表を作成し、	<自己評価> 評価：A 代位弁済率が抑制されるよう、適正な引受審査及び適切な期中管理を融資機関と適切に情報の共有を行い確実に実施した。 また、保証割合について、代位弁済リスク軽減が期待される部分保証(80%保証)を原則とする見直しを行い、関係者への丁寧な説明を行いながら、令和3年10月以降の保証引受に適用した。その結果、部分保証の引受実績は大幅に伸長した。以上のことから、Aとする。 <課題と対応>

情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。				半年ごとに融資機関を通じて収集した財務状況や借入金の返済状況を確認するなど、適切に期中管理を行った。 - 経営状況が悪化した保証先について、専門家を交え事業再生計画の進捗等について議論する再生支援協議会等主催のバンクミーティングに、ウェブ会議システムを活用して出席又は取扱融資機関を通じてミーティング内容を把握した。(19 件) (令和2年度 13 件) 融資機関協調支援の場合には保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理を行った。 - 債権管理の実状を点検し、事故の予見段階の手續・対応等を整備することで、事故の発生防止等に資するよう、令和3年 10 月に、「求償権等の管理マニュアル」を改正した。 マニュアル改正により、予見通知制度の重要性、予見段階の具体例、基金に対する具体の通知方法を整理し、これに基づき予見段階の通知が的確に行われるよう融資機関へ周知を行った。これにより債権の保全に必要な注意義務が一層払われ、事故発生の未然防止につながることが期待できると考えられる。 イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 保証割合について、原則 80%保証とし、100%保証の対象は災害復旧等に必要な資金及び制度資金に係る保証とする見直しを行い、令和3年 10 月 1 日以降の保証引受に適用した。 なお、既往債務についての適用は、個別に協議して決定することとし、関係約定融資機関、被保証者に対して丁寧な対応を行うこととして、通常の更新協議期間の概ね 2 倍の期間を設けて協議を行った。 以上の取組の結果、部分保証の引受実績は 533 件、全引受案件に占める部分保証の案件の割合は 75.2%となり、前年度実績を大幅に上回った。(令和2年度 316 件、33.9%) また、融資機関のプロパー融資との組合せを推進した。	ー
---	--	--	--	--	----------

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、代位弁済率の低減に資する取組として、法人が独自に、部分保証を拡大するための調整を行い、保証引受額について融資額の 80%を原則とする（例外的に災害復旧等の場合に限り 100%とする）との見直しを行ったことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(4)	林業信用保証業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	269	281	157	217	134		
回収向上に向けた取組の実施状況								
全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数	年 2 回以上	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回		
弁済が滞っている先への催告回数	年 2 回以上	3 回	2 回	3 回	2 回	3 回		
債権回収業者との打合せ回数	年 2 回以上	2 回	3 回	2 回	3 回	2 回		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収方策の検討状況、催告頻度、債権回収業者の活用状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年 2 回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年 2 回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年 2 回以上	(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年 2 回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年 2 回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年 2 回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年 2 回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年 2 回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年 2 回以上 <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、求償権の回収方策等に関する検討会、弁済が滞っている先への催告等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 全求償権の回収方策等に関する検討 全求償権先における回収の進捗状況を確認するため、回収方策等に関する検討会を 2 回（令和 3 年 9 月及び令和 4 年 3 月）開催した。回収の進まない先に対して、催告書の送付、法的手続の実施等の回収方策の見直しを行った。 ○ 弁済が滞っている先への催告 弁済が滞っている先、及び、弁済があってもその額が弁済能力に比して低調な先を対象に催告書を 3 回・のべ 11 先（令和 3 年 6 月に 7 先、令和 3 年 10 月に 2 先、令和 4 年 3 月に 2 先）に送付して、弁済の開始、再開又は増額を促進した。 ○ 債権回収業者との打合せ 債権回収業者に委託した求償権先における回収の進捗状況を確認するため、債権回収業者と打合せを 2 回（令和 3 年 7 月及び令和 4 年 1 月）行い、回収方策等の必要な措置を指示した。 ○ 上記のほか、保証債務等履行請求訴訟、不動産競売申立など法的手続（8 件）を実施した。	<自己評価> 評定：B 求償権の回収向上に向けて着実に取り組んだことから、B とする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	